

高知県高知新港企業用地・高台用地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部改正について

【改正の理由】

- ・地場産品を活用した事業者に対する支援をより充実させるため
- ・従来の規定を、実際の運用において支障がないように修正するため

【主な改正点】

(1) 要綱別表・対象業種区分②ア「地域資源活用型産業」の内容修正

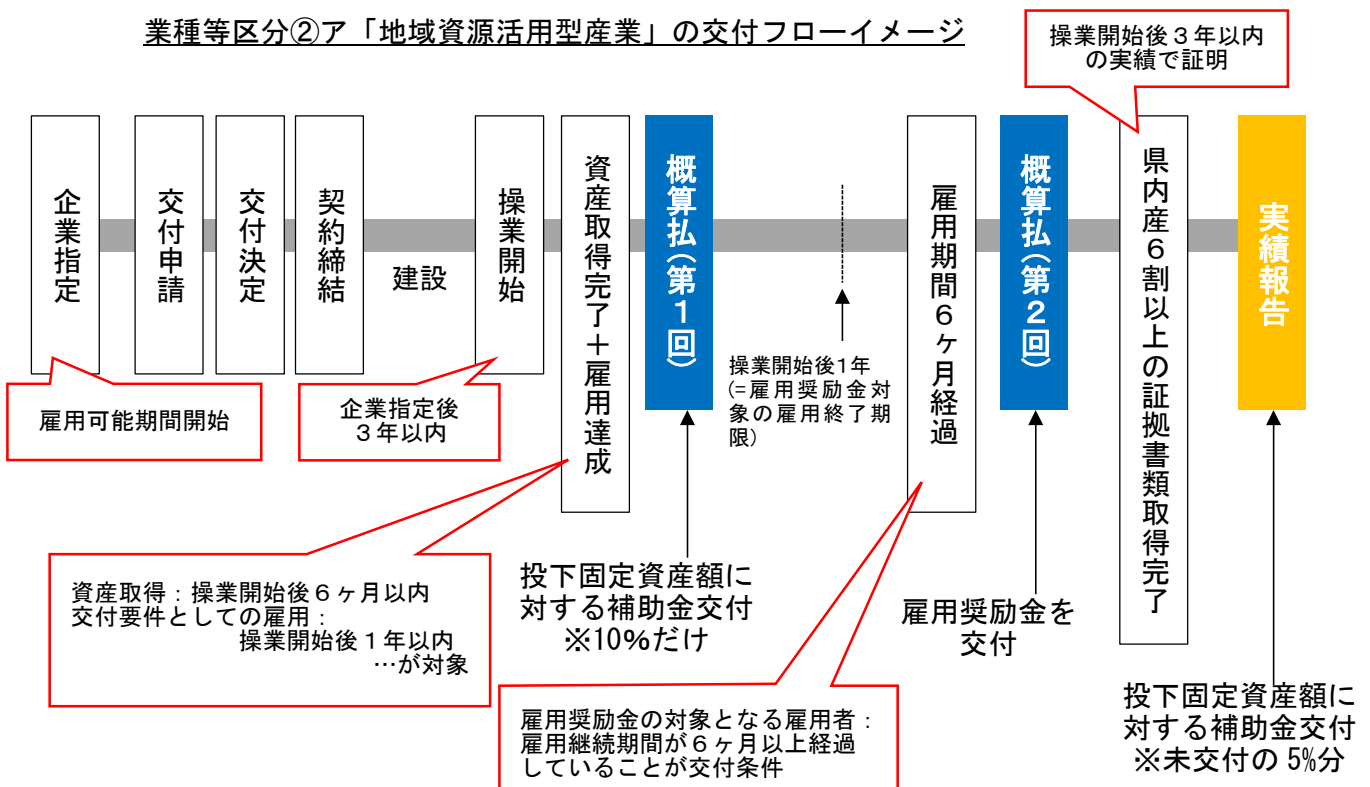
これまで、製品の主要原材料の「仕入れに係る金額又は数量の6割以上」が県内産であることを要件としていたが、6次産業化に見られるような自社生産の地場産品を原材料とする事業にも適用できるよう、「仕入れに係る」の表記を削除

これに関連し、「県内産6割以上」の要件を満たしていることを確認するため、別表中に新たな注意書きを追加

- ・概算払又は実績報告時に、操業開始後3年以内の1年以上の補助対象事業の実績において、主要原材料の金額又は数量の6割以上が県内産であることを証明する証拠書類を提出することを定める。
- ・証拠書類の提出に先立ち概算払請求にて投下固定資産額に対する補助金を受ける場合は、業種等区分①③⑥⑦いずれか（補助率10%）を適用することとし、その後証拠書類を確認できた時に差額の5%分を交付する。

これに伴い、交付要綱第10条及び第11条に定める概算払及び実績報告の提出期限の基準日に、「補助対象雇用の雇用期間が6ヶ月を経過」「県内産6割以上を証明する証拠書類を取得した日」を追加。

業種等区分②ア「地域資源活用型産業」の交付フローイメージ



(2) 要綱別表・共同事業の取扱いについて注意書きの修正

これまでは、資本関係のない複数の企業による共同事業の取扱いに関する定めが無かったため、資本関係の有無にかかわらず、取扱方法を判断できる内容に修正

【改正前】

共同事業を行う複数企業の組み合わせについて、

- ア 完全子会社との共同事業
 - イ ア以外の子会社又は関連会社との共同事業
- の2パターンを想定し、取扱方法を表記

⇒ 資本関係のない企業による共同事業についての定めがなく、資本関係のない複数企業による事業を対象外とはしていないにも関わらず、取扱いの判断ができない。

【改正後】

共同事業を行う複数企業の組み合わせについて、

- ア 完全子会社との共同事業
 - イ ア以外の企業（資本関係があるア以外の関係会社を含む。）との共同事業
- の2パターンに変更し、**資本関係のない企業の組み合わせについても判断できるように**改正

【その他の改正点】

上記主な改正点（1）の変更を反映するため、様式の一部を変更